

公益財団法人長岡京水資源対策基金地下水 100%水道水供給施設 整備事業助成金交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長岡京水資源対策基金（以下「法人」という。）定款第3条の規定に基づき、長岡京市上下水道部が地下水 100%水道水供給施設を整備し、もって地域住民の地下水の保全及びかん養並びに水の適正かつ合理的な利用に係る普及啓発を行う事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定める。

(助成事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、長岡京市上下水道部が行う地下水 100%水道水供給施設整備事業とする。

2 助成金の交付は、一度限りとする。

(助成金額)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、地下水 100%水道水供給施設整備事業に必要な経費とする。助成金額は 2,000 万円を上限とし、予算の範囲内で決定する。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする場合、長岡京市上下水道部は助成金交付申請書（様式第1号）を、理事長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、公益財団法人長岡京水資源対策基金助成金選考委員会の提案を受け、必要に応じ関係機関等からの意見聴取又は現地調査等を行い、理事会で事業採択の可否及び助成金額を決定するものとする。

2 理事長は、第1項の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により長岡京市上下水道部に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の決定をする場合において必要と認めるときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

(事前着手)

第5条の2 交付決定を受けようとする団体は、助成金の交付決定前に活動を実施した場合は、助成金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に活動を実施しようとする場合において、事前着手届（様式第2号の2）を理事長に提出したときは、この限りではない。

(助成事業の内容の変更等)

第6条 長岡京市上下水道部は、助成事業の内容を変更又は中止しようとするときは、助成金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、内容の変更が軽微なものについてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 前2項について、長岡京市上下水道部による変更の申請が事業の本質に関わるものであるときは、理事長は、必要に応じて公益財団法人長岡京水資源対策基金選考委員会の提案を受け、理事会に諮り、承認等について決定するものとする。

(中間実績報告)

第7条 助成事業が複数年度にわたるときは、長岡京市上下水道部は、各年度の終了後速やかに、当該年度の実績として、中間実績報告書(様式第4号)を理事長へ提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 長岡京市上下水道部は、助成事業の完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)及び助成金交付請求書(様式第6号)を、理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定及び助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該年度の予算の範囲内で助成金額を確定し、助成金額確定通知書(様式第7号)により長岡京市上下水道部に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 長岡京市上下水道部が次の各号のいずれかに該当した場合には、理事長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、理事長は、長岡京市上下水道部に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。